

平成 30 年 6 月 18 日

各 位

公益社団法人北海道観光振興機構
会 長 堰 八 義 博
(公印省略)

「平成 30 年度北海道観光欧米市場誘客促進事業（一般層向け）」
委託業務に係る企画提案の募集について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。北海道の観光事業の推進にあたりましては、日頃より格別のご支援とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当機構では、標記事業に係る委託業務について、下記のとおり企画提案を募集致しますので、ご案内申し上げます。

敬具

記

1. 事業名
平成 30 年度北海道観光欧米市場誘客促進事業（一般層向け）
2. 事業目的
日本に興味・関心を抱いている「一般層」に対して、北海道の魅力を PR することにより、旅行先として北海道を認知してもらうとともに旅行意欲を喚起することで、本道への欧米観光客の誘致に繋げる。
3. 実施期間 契約締結日 ～ 平成 31 年 3 月 29 日
4. 委託内容
 - (1) テーマ・訴求コンテンツの整理
 - (2) WEB プロモーションの実施（旅マエ）
 - ①欧米向け WEB サイトを活用した情報の整理・発信
 - ②旅行会社サイトとの共同プロモーション
 - (3) 来道促進プロモーションの実施（旅ナカ）
 - (4) 旅行会社招へいの実施
 - (5) BtoB 向け旅行博への出展
 - (6) 事業実施内容の効果測定、報告書の作成
5. スケジュール（予定）

6 月 18 日（月）	公示・観光機構 HP に掲載
6 月 22 日（金）	事業説明会
6 月 29 日（金）	企画提案参加表明締切
7 月 11 日（水）	企画提案書の提出期限
7 月中旬	企画提案の審査
6. 事業説明会 出席希望者は別紙にご記入の上、メールにてお申込みください
日時 平成 30 年 6 月 22 日（金） 11:00 ～ 12:00
場所 北海道観光振興機構 1F 会議室

<お問い合わせ>

〒060-0003

札幌市中央区北 3 条西 7 丁目 1-1 緑苑ビル 1 階

誘客推進事業部 海外プロモーションG 担当 佐藤

TEL 011-231-6736 FAX 011-232-5064

E-mail sato@visithkd.jp

平成 30 年度北海道観光欧米市場誘客促進事業

(一般層向け)

説明会参加申込書

送信期限 平成 30 年 6 月 21 日 (木) 15 : 00 まで

送付先 北海道観光振興機構 誘客推進事業部海外プロモーショングループ
佐藤宛

FAX 011-232-5064

E-mail sato@visithkd.jp

貴社名			
連絡先			
	部署名	役職	氏名

「平成 30 年度 北海道観光欧米市場誘客促進事業(一般層向け)」

企画提案募集要領（企画提案指示書）

1. 目的

平成 28 年度の来道外国人観光客数は 230 万人となり北海道を訪れる外国人が益々増加する中、アジアからのお客様が約 9 割を占めており、市場を分散し安定的な外国人観光客数の増加を図るため、欧米市場からの誘客を行い、各種取り組みを実施する。

2. 事業概要

近年、日本文化や日本食の普及により、欧米市場からの訪日旅行者は年々増加傾向にあり、旅行先として東京、京都、大阪のゴールデンルートへの訪問が主流となっている。また、日本への欧米旅行者は約 2 週間の滞在と旅行日数が長く、滞在期間中の消費額も高いことから、他の地域への波及も見込まれ、北海道をデスティネーション先として PR するチャンスである。

しかし、欧米市場では観光デスティネーションとして北海道の認知度は低く、一般の欧米旅行者はもちろん欧米の日本向け旅行商品を扱う旅行会社においても北海道の認知度は低いのが現状である。

そこで、本事業においては、まず認知度の向上を図ることを目的に、以下のターゲットに対して、北海道の基礎的な観光情報を発信する。

- ① 個人並びに団体旅行者の両方をターゲットに日本へ関心をもつが北海道への認識が低い層
- ② 東京などいわゆるゴールデンルートに滞在している旅行者層

ターゲットに発信する観光情報について、欧米目線に基づいたテーマとコンテンツを整理した上で、欧米向けに旅マエ、旅ナカでの効果的なアプローチ手法を用いたプロモーションを展開する。

欧米旅行者の絶対数は現状少ないものの、今後の ASEAN 諸国及び中華圏の旅行者のトレンドセッターとして欧米市場を位置付け、他市場のニーズを先取りする事業としても取り組みを進める。

3. 業務実施主体及び事業実施方法

公益社団法人北海道観光振興機構（以下「観光機構」という）が主体となり民間企業等に委託して実施

4. 企画提案応募条件等

単体企業等又は複数企業等による連合体（以下「コンソーシアム」という。）とし、単体企業等及コンソーシアムの構成員は、次のいずれにも該当すること。

- (1) 道内に本・支店等を有する次のいずれかの者であること。

ただし、コンソーシアムの場合には構成員のうち 1 人以上が道内に本・支店等を有する場合は可とする。

- ① 民間企業
- ② 特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）に基づく特定非営利法人
- ③ その他の法人、又は法人以外の団体等

- (2) 提案事項を的確に実施する能力を有する者であること。

- (3) 観光機構が必要と判断する際に、観光機構にて業務打合せを行える人員・業務実施体制を取ることができる者であること。

- (4) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第 2 号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当しない者であること。

5. 契約方法 公募型プロポーザル方式による随意契約

6. 委託事業費（上限） 22,000,000 円（消費税込み）

7. 委託期間及び業務スケジュール

- (1) 委託期間：契約締結の日～平成 31 年 3 月 29 日（金）

(2)業務スケジュール：

- 6月18日（月）：公示・観光機構HPに掲載
- 6月22日（金）：事業説明会
- 6月29日（金）：企画提案参加表明
- 7月11日（水）：企画提案の受付・受領期限
- 7月中旬：企画提案の審査、委託事業者決定
- 7月中旬：契約締結・業務開始

(3)業務完了日

平成31年3月29日（金）までに全ての業務を完了すること（報告書作成業務含む）。

8. 業務委託内容（企画提案事項）

(1)業務の概要

- ① 本業務は、「一般層向け」のプロモーションとして欧米5市場（英国、ドイツ、フランス、イタリア、米国）において、プロモーションを実施する。
※一般層＝日本の歴史や文化等に興味・関心を抱いており、複数の目的を持って訪れる旅行スタイル
- ② 東京や京都、大阪等のゴールデンルートに訪れる層や日本に興味・関心を抱いている層へ北海道を認知してもらうため、北海道の位置や北海道ならではの観光資源等の基本情報を欧米目線で整理、発信することで、北海道の認知度向上を図る。
- ③ 対象市場における海外旅行動向や訪日旅行需要を考察し、市場のニーズに沿ったプロモーションを効果的、効率的な手法で実施し、北海道への旅行需要の喚起、潜在層の掘り起こしを狙う。

(2)対象市場・ターゲット

- ① 対象市場：英国・ドイツ・フランス・イタリア・米国
※但し、訪日旅行需要や市場ニーズに応じて、市場ターゲットの絞り込み可
(例)日本行の多い路線の都市をターゲットにする等
- ② ターゲット：ゴールデンルートに滞在している欧米旅行者
日本への興味・関心が高い欧米旅行者

(3)テーマ・訴求コンテンツの整理

北海道のブランドイメージを構築するため、一般層向けに北海道の強みを生かしたテーマ、コンテンツを整理する。

- ・欧米目線を意識し、日本の他地域にはない北海道ならではの観光資源を整理・分類し、欧米客の嗜好に応じたテーマ、訴求コンテンツを提案すること。
- ・上記ターゲットを意識し、北海道に滞在する際の3泊程度の一般層向けモデルコースの提案。
- ・一般層向けコンテンツ例：自然景観、食事（日本食）、温泉等

(4)WEBプロモーションの実施（旅マエ）

上記の北海道のブランドイメージを訴求し北海道の認知向上や旅行需要を喚起するため、一般層向けのWEB情報を整理し、旅行会社と連携したWEBプロモーションを展開する。

① 欧米向けWEBサイトを活用した情報の整理・発信

昨年度、当機構で制作した欧米向けマイクロサイトを活用し、WEB用にデジタル情報として整理し発信する。

- ・サイト名：BEST of HOKKAIDO NATURE GUIDE <https://best.visit-hokkaido.jp/nature/>
- ・7-(3)で提案の一般層向けのコンテンツ、モデルコースや北海道の位置、アクセス情報について整理すること。
- ・北海道の情報の整理にあたっては、欧米目線での発信を意識し、対象国のトレンドや北海道の情報に熟知又は関心を持つプレイヤーの活用が望ましい。

② 旅行会社サイトとの共同プロモーション

北海道への旅行需要を喚起するため旅行会社サイトと連携したデジタルプロモーションを展開する。

- ・対象国の日本（ゴールデンルート）向け商品を扱う旅行会社のサイトと連携し、北海道の認知向上や誘客に結び付けるプロモーション手法を提案すること。航空会社等とも連携した提案も可。

(5) 来道促進プロモーションの実施（旅ナカ）

東京や大阪等のゴールデンルートにきている欧米旅行者へ、滞在期間中に北海道への旅行を促進するためのプロモーションを展開する。

- ・訪日中の来道に繋がる効果的なプロモーション手法を提案すること。
(例) 東京や大阪で配布されている情報誌や WEB サイト等の活用
- ・7-(3)のテーマ、コンテンツ、モデルコースの他、北海道までのアクセス、オプションプラン等、誘客に繋がる具体的な内容の提案。

(6) 旅行会社招へいの実施

北海道の認知を向上し商品造成、誘客に繋げるため、主に訪日旅行商品（ゴールデンルート）を取り扱う旅行会社の招へいを実施する。

- ・対象国の特性に応じ、北海道の旅行商品の造成に繋がる旅行会社を提案すること。
- ・7-(3)で提案したテーマ・コンテンツ・モデルコースを活用した内容、エリアを提案すること。
- ・7-(4)サイトプロモーションとの連動等、効果的な手法を提案すること。

(7) BtoB 向け旅行博への出展

旅行会社等へ直接北海道の魅力を PR するため、BtoB 向けの国際旅行博覧会へ出展する。

- ・以下の市場への旅行博への出展を予定しているが、別の旅行博の提案も可とする。その場合は、その理由を添付すること。
(英 国) 11 月ロンドン World Travel Market
- ・出展ブースは1～2ブース程度で、北海道ブースの運営に関し、集客・PR する手法を提案すること。

(8) その他

上記 7 の(1)～(7)の業務の他に、委託上限額の範囲内で、対象市場からの誘客に効果的と思われる企画を提案することも可とする。

(9) 事業実施内容の効果測定、報告書の作成

- ・プロモーションの集客目標や広告換算等、当該事業の有効性を測る事業指標または成果指標を設定し、それぞれの目標値を示すこと。
- ・事業の取り組み内容に応じた成果（広告費用換算、メディア露出、WEB サイト PV 数等）を具体的な数値で整理、検証し、成果、課題、提言等により報告書を作成すること。

9. 参加表明

企画提案を提出する意思がある場合は、期日までに参加表明すること。

(1) 表明期限：平成 30 年 6 月 29 日（金） 午後 5 時

(2) 表明先：札幌市中央区北 3 条西 7 丁目 1-1 緑苑ビル 1 階
公益社団法人北海道観光振興機構 誘客推進事業部 海外プロモーション G
(担当：佐藤) E-mail：sato@visithkd.jp

(3) 表明方法 E メールにて、参加の意思があることを表明する（書式自由）。

10. 企画提案書及び見積依頼内容

企画提案を行う場合は、次により企画提案書を提出すること。企画提案書作成にあたっては、企画提案事項及びその提案の考え方のほか、下記の項目について企画提案書に記載すること。

(1) 企画提案事項の総括表

各提案事項を A 4 サイズ 1 枚に簡潔にまとめたものとする。

(2) これまでの事業実績

観光機構事業の実績を含め、会社等の業務内容の他、海外での観光プロモーション事業の実績について、過去 2 年分を記載すること。

(3) 業務実施体制

当該業務実施体制について、業務担当者をはじめとする企画提案者の体制のほか、協力会社等を明記し、具体的に記載すること。

なお、企画提案者の業務担当者名については、提出する企画提案書の 1 部のみに記載し、残りについては、「A」、「B」などといった表現を用いて記載すること。

(4) 業務スケジュール

委託業務開始から終了までのスケジュールを具体的に記載すること。

(5)見積書

各事業・項目の明細を記載すること。

事業受託者職員の人件費を見積書に明記すること

※観光機構スタッフの旅費は積算に含まない

- ① WEB プロモーションに関する必要経費（掲載費、翻訳費、取材費等）
- ② 招へいに関する必要経費（交通費、滞在費、通訳費、添乗費等）
- ③ 旅行博出展に関する必要経費（出展費、装飾費、資料送付費、通訳費等）

1 1. 企画提案書作成上の留意点

- (1)様式の規格はA4版とする。ただし、全体的なイメージを伝えるうえで数ページA3用紙を折り込むことは可とする。
- (2)企画提案は1社1提案とする。
例)メディアの選定などでA案・B案と複数のメディアを記載し、事業実施主体側に選択を委ねている提案は、審査対象外とする。
- (3)企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (4)提出された企画提案書は返却しない。

1 2. 企画提案書の提出

- (1)提出部数 9部（会社名、業務従事者指名を記載したもの1部、記載しないもの8部）
- (2)提出場所 札幌市中央区北3条西7丁目 緑苑ビル1階
公益社団法人北海道観光振興機構 誘客推進事業部 海外プロモーショングループ
（担当：佐藤） 電話 011-231-6736
- (3)提出期限 平成30年7月11日（水） 午後5時
- (4)提出方法 提出場所に持参または郵送（提出期限必着）すること。FAXやメールでの提出は不可。

1 3. 企画提案に関するヒアリング

- (1)提出いただいた企画提案についてヒアリング審査を行います。
- (2)企画提案を提出する事業者が4社以上の場合は、書面審査を行い、原則、上位3社をヒアリングの対象とします。
- (3)ヒアリング日時及び場所は、別途お知らせします。
- (4)ヒアリングに参加できなかった場合は、棄権とみなします。
- (5)ヒアリング時の追加資料の配布については認めません。
- (6)ヒアリング会場に入ることが出来るのは、6名までとする。

1 4. 企画提案の評価基準

企画提案は、次の項目を審査し、総合的に判断する。

(1)企画提案の目的適合性

欧米の一般旅行者層の特性を的確に捉え、認知度アップ、来道促進に繋がる効果的な企画提案がされているか。

(2)実現性

事業の組み立てに具体性があり、実現可能な提案・スケジュールとなっているか。

(3)業務遂行能力

欧米におけるWEBプロモーション、招へい、旅行博の実績、北海道の情報発信を行うノウハウ、欧米の対象市場に関わる事業を滞りなく遂行する経験があり、業務を遂行する能力があると判断できるか。

1 5. 業務上の留意事項

- (1)業務内容の詳細については、企画提案の内容を基本として、観光機構と受託者が協議して決定する。
- (2)観光機構は受託者に対して、観光機構がこれまで取りまとめた資料等について可能な範囲で提供する。
- (3)著作権、肖像権等に関して、権利者の許諾が必要な場合は、受託事業者において必要な権利処理を行うこと。
- (4)作成した北海道観光データ等に関して、観光機構のHPやイベントでの二次使用を認めることとし、見積金額にはその二次使用料、データ納品費を含めること。

16. その他

- (1) 提出された企画提案書は、参加要請者の選定及びプロポーザルの特定以外には、提出者に無断で使用しない。
- (2) 公正性、透明性、客観性を期するため、企画提案書は公表する場合がある。
- (3) 手続きで使用する言語及び通貨は、日本語及び日本円とする。

以上

別紙

コンソーシアム協定書

(目的)

第1条 本協定は、コンソーシアムを設立して、公益社団法人北海道観光振興機構が発注する「平成30年度北海道観光欧米市場誘客促進事業（一般層向け）」（以下「本業務」という。）を効率的に営み、優れた成果を達成することを目的とする。

(名称)

第2条 本協定に基づき設立するコンソーシアムは、「平成30年度北海道観光欧米市場誘客促進事業（一般層向け）」受託コンソーシアム（以下、「本コンソーシアム」という。）と称する。

(構成員の住所及び名称)

第3条 本コンソーシアムの構成員は、次のとおりとする。

(1) _____

(2) _____

(3) _____

(幹事企業及び代表者)

第4条 本コンソーシアムの幹事企業は、_____とする。

2 本コンソーシアムの幹事企業を本コンソーシアムの代表者とする。

(代表者の権限)

第5条 本コンソーシアムの代表者は、本業務の執行に関し、本コンソーシアムを代表して発注者と折衝する権限並びに本コンソーシアムの名義をもって委託料の請求、受領及び本コンソーシアムに属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の連帯責任)

第6条 本コンソーシアムは、それぞれの分担に係る進捗を図り、本業務の執行に関して連帯して責任を負うものとする。

(分担受託額)

第7条 各構成員の業務の分担は、次のとおりとする。ただし、分担業務の一部につき発注者と契約内容の変更があったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

2 前項に規定する分担受託額については、運営委員会が定め発注者に通知する。発注者との間で契約内容が変更されたときも同様とする。

(運営委員会)

第8条 本コンソーシアムは、構成員全員をもって運営委員会を設け、本業務の運営にあたるものとする。

(業務処理責任者)

第9条 本コンソーシアムはその構成員の中から、本業務の処理に関する業務処理責任者を選出し、本業務に係わる指揮監督権を一任する。

(業務担当責任者及び業務従事者)

第10条 本コンソーシアムの各構成員の代表者は、業務処理責任者の下で本業務に従事する業務担当責任者及び業務従事者を指名する。

(取引金融機関)

第11条 本コンソーシアムの取引金融機関は、_____とし、本コンソーシアムの代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

(構成員の個別責任)

第12条 本コンソーシアムの構成員がその分担に係る本業務の執行に関し、当該構成員の責めに帰すべき事由により発注者又は第三者に損害を与えた場合は、当該構成員がこれを負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第13条 この協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することができない。

(業務途中における構成員の脱退)

第14条 構成員は、本コンソーシアムが業務を完了する日までは脱退することができない。

(業務途中における構成員の破産又は解散に対する措置)

第15条 構成員のうちいずれかが業務途中において破産又は解散した場合においては、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担業務を完了するものとする。

(解散後のかし担保責任)

第16条 本コンソーシアムが解散した後においても、本業務につき瑕疵があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(会計帳簿等の保存)

第17条 本業務に係る会計帳簿及び雇用関係書類等の関係書類は本業務が完了した日の属する年度の終了後5年間、_____が保存するものとする。

(協定書に定めのない事項)

第18条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

(管轄裁判所)

第19条 本協定の紛争については、札幌地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

代表者幹事企業_____外__社は、上記のとおり本コンソーシアム協定を締結したので、その証として本正本__通及び副本1通を作成し、各構成員が記名押印の上、正本については構成員が各1通を保有し、副本については委任契約書に添えて発注者に提出する。

平成 年 月 日

代表者 (所在地)
(名称)

(代表者)

Ⓜ

構成員 (所在地)
(名称)

(代表者)

Ⓜ

構成員 (所在地)
(名称)

(代表者)

Ⓜ